

(介護予防)短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 尚賢会が開設するショートステイはるか(以下「事業所」という。)が行う(介護予防)短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者並びにその他、事業所で(介護予防)短期入居者生活介護の提供に当たる者(以下「従業者」という。)が、要支援、要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正な(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ショートステイ はるか
- ② 所在地 高知市大津乙 2705-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(併設介護付有料老人ホームはるか 施設長と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名(常勤兼務)
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
生活相談員 1名
生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。
看護職員 2名以上
介護職員 10名以上
看護職員及び介護職員は、要支援、要介護者の(介護予防)短期入所生活介護のサービスの提供を行う。

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。

計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は必要な介護計画の作成を行う。

栄養士 1名(常勤兼務)

栄養士は、必要な栄養管理を行う。

従業者は、(介護予防)短期入所生活介護の提供を行う。

③ 事務職員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(利用定員及び居室数)

第5条 (介護予防)短期入所生活介護の利用定員及び居室数は2名とする。

((介護予防)短期入所生活介護の内容)

第6条 (介護予防)短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴(週3回)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練(個別計画に沿った必要日数)
- ③ 療養上の世話
- ④ 健康管理
- ⑤ 相談と援助
- ⑥ 送迎

(利用料等)

第7条 (介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いをうけるものとする。

- ①次条に規定する通常を送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに20円。
- ②滞在に要する費用として、別紙(重要事項説明書)のとおり。
- ③食事の提供に要する費用として、別紙(重要事項説明書)のとおり。
- ④その他(介護予防)短期入所生活介護において提供された便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- ⑤前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

⑥事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改定内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人権費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、高知市及び南国市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 施設で円滑に共同生活を営み、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年6回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 尚腎会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

平成 28 年 6 月 1 日 改訂

平成 28 年 12 月 1 日 改訂

2021 年 4 月 15 日 改訂

2024 年 4 月 25 日 改訂